

国立研究開発法人国立環境研究所職員退職手当規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 12 号

平成 23 年 3 月 31 日 一部改正

平成 24 年 12 月 7 日 一部改正

平成 26 年 3 月 14 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

平成 29 年 12 月 8 日 一部改正

令和 4 年 9 月 30 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 42 条及び国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平 18 規程第 3 号。以下「任期付職員就業規則」という。）第 42 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の職員及び任期付職員（以下「職員等」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の規定による退職手当は、職員等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 2 条の 2 第 2 条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- 一 職員等を故意に死亡させた者
 - 二 職員等の死亡前に、当該職員等の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第 3 条 この規程の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合又は労使協定に基づく場合を除き、その全額を通貨で直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。

2 退職手当は、職員等が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給額)

第 4 条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 13 条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 14 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第 5 条 次条又は第 7 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程（平 18 規程第 10 号。以下「職員給与規程」という。）第 12 条に規定する俸給の月額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- 二 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- 三 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- 四 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- 五 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- 六 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者並びに職員就業規則第 14 条第 1 号から第 3 号まで及び任期付職員就業規則第 14 条第 1 号から第 3 号までの規定により解雇された者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60
- 二 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- 三 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 6 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続し、職員就業規則第 11 条第 1 号の規定により退職した者、任期付職員就業規則第 12 条第 1 号の任期満了により退職した者又は 25 年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由として理事長が別に定める理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日に

おけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 職員就業規則第14条第4号、任期付職員就業規則第14条第4号の規定により解雇された者（理事長が定めるものに限る。）、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、職員就業規則第11条第1項の規定により退職した者又はその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由として理事長が別に定める理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額を改定する職員給与規程の改正が行われた場合において、当該規程の改正により当該改正前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の前日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第18条第5項、第19条第4項又は第20条第3項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第18条第1項に規定する国家公務員等若しくは第19条第1項に規定する他の独立行政法人等の役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第20条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員等、第18条第1項に規定する国家公務員等又は第17条第1項に規定する他の独立行政法人等の役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員等として引き続いた在職期間

二 第18条第1項に規定する再び職員等となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

三 第18条第3項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

四 第19条第1項に規定する再び職員等となった者の同項に規定する他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間

五 第19条第2項に規定する場合における他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間

六 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第9条 第7条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が50歳以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額

第 8 条第 1 項第 1 号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に 60 歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前俸給月額に応じて 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 8 条第 1 項第 2 号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に 60 歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前俸給月額に応じて 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、
第 8 条第 1 項第 2 号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 10 条 第 5 条から第 7 条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 11 条 第 8 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 60 以上 特定減額前俸給月額に 60 を乗じて得た額
- 二 60 未満 特定減額前俸給月額に第 8 条第 1 項第 2 号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 12 条 第 9 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 10 条	第 5 条から第 7 条まで	前条の規定により読み替えて適用する第 7 条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に 60 歳と退職の日におけるその者の年齢

		との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第7条の
第11条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第二号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第11条第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号ロ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(諭旨退職の退職手当)

第13条 職員就業規則第55条第2号又は任期付職員就業規則第55条第2号の規定により諭旨退職した場合の退職手当の額は、第5条第1項の規定により計算した額の2分の1の額とする。

(退職手当の調整額)

第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国立研究開発法人国立環境研究所職員人事規程（平18規程第5号。以下「職員人事規程」という。）第21条第1項各号の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員人事規程第21条第1項第3号の規定に該当し休職にさせた場合であつて当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が業務の能率的な運営に特に資するものと理事長が認める事由による休職を除く。）、職員就業規則第55条第4号若しくは任期付職員就業規則第55条第3号の規定による出勤停止、国立研究開発法人国立環境研究所育児休業、介護休業等に関する規程（平18規程第8号。以下「育児休業、介護休業等に関する規程」という。）第4条及び第11条による育児休業、又は国立研究開発法人国立環境研究所配偶者同行休業に関する規程（平成25年規程第3号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第3条若しくは第4条の規定による休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員等の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95,400円
- 二 第2号区分 78,750円
- 三 第3号区分 70,400円
- 四 第4号区分 65,000円
- 五 第5号区分 59,550円
- 六 第6号区分 54,150円
- 七 第7号区分 43,350円
- 八 第8号区分 32,500円
- 九 第9号区分 27,100円
- 十 第10号区分 21,700円
- 十一 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第6号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員等として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員等の区分は、職の職制上の段階、職務の級、職員等の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。この場合において、その者が同一の月において第1項各号に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分の上位に掲げる職員等の区分に属していたものとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者のうちその者の都合により退職した者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - 三 その者の都合により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 四 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職手当の支給額に係る特例)

第15条 第7条第1項に規定する者で次に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額（職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究手当の月額の合計額をいう。）に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

(退職手当の端数処理)

第16条 この規程の規定により計算した退職手当の額（第21条第3項の場合は人数によって等分した額）に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(勤続期間の計算)

第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員等としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員等が退職した場合（第20条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）において、その者が退職の日の翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（配偶者同行休業規程第3条又は第4条の規定により休業した期間についてはその月数、育児休業、介護休業等に関する規程第4条又は第11条により休業した期間のうち当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間についてはその月数の3分の1）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病による退職

又は死亡に係る部分に限る。)、第6条第1項又は第7条第1項の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

- 6 前項の規定は、第15条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国家公務員等の職員として在職した後引き続き職員又は任期付職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第18条 職員又は任期付職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続き国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第2条第1項に規定する常時勤務に服することを要する国家公務員又は通算制度を有する地方公共団体等の常時勤務に服することを要する者(以下「国家公務員等」という。)となるために退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職した後引き続き再び職員又は任期付職員となった者の前条第1項の規定による勤続期間の計算については、先の職員又は任期付職員としての在職期間の始期から後の職員又は任期付職員としての在職期間の終期までの期間は、職員又は任期付職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 前項の「通算制度を有する地方公共団体等」とは、次に掲げる地方公共団体その他の法人等(以下「地方公共団体等」という。)であって、当該地方公共団体等の退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員又は任期付職員が、理事長の要請に応じ、引き続き当該地方公共団体等の常時勤務に服することを要する者となった場合に、職員又は任期付職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の常時勤務に服することを要する者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体等とする。

一 地方公共団体

二 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。))

三 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫

四 特別の法律により設立された法人のうち、理事長が別に定めるもの

- 3 国家公務員等が、任命権者又はその委任を受けた者(前項第2号から第4号までに掲げる法人にあっては、当該法人)の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

- 4 第1項及び前項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

- 5 職員又は任期付職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員等となった場合又は第3項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き国家公務員等となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(他の独立行政法人等の役員として在職した後引き続き職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第 19 条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて研究所以外の独立行政法人その他特別の法律により設立された法人で理事長が定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「他の独立行政法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き他の独立行政法人等の役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の 17 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 他の独立行政法人等の役員が、他の独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第 17 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前 2 項の場合における他の独立行政法人等の役員としての在職期間の計算については、第 17 条の規定を準用する。
- 4 職員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて他の独立行政法人等の役員となった場合又は第 2 項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて他の独立行政法人等の役員となった場合においては、この規定による退職手当は、支給しない。

（懲戒解雇処分を受けた場合の退職手当の支給制限）

第 20 条 理事長は、職員就業規則第 55 条第 1 号又は任期付研究員就業規則第 55 条第 1 号の規定による懲戒解雇処分を受けて退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が職務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が研究所の信用に及ぼす影響等の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

（退職手当の支払の差止め）

第 21 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- 二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該

退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが研究所の信用を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前三項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から 1 年を経過した場合
- 6 理事長は、第 3 項の規定による支払差止処分について、当該支払差止処分を受けた者が次条第 2 項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から 1 年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

- 7 前2項の規定は、当該支払処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第22条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額を支払う権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が職員就業規則第12条第3項の規定により採用（以下「再雇用」という。）された場合において、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員として引き続きいた在職期間中の行為に関し、懲戒解雇処分を受けたとき。
 - 三 理事長が、当該退職をした者（前号に該当する者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額を支払う前に死亡したことにより当該退職手当の額を支払う権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第20条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
 - 5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第23条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が再雇用された場合において、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中の行為に関し、懲戒解雇処分を受けたとき。
 - 三 理事長が、当該退職をした者（前号に該当する者を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第20条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

- 第24条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第三号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第20条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第20条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

- 第25条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第23条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第23条第3項又は前条第2項の規定による意見を聴取するための通知を受けた場合において、第23条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場

合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第21条第1項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇処分を受けた場合において、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該行為に関し懲戒解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各号の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第20条第2項及び第23条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合における退職手当の不支給)

第26条 職員等が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員等となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(規程の実施)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、職員等が退職した場合の退職手当の支給等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 月 4 月 1 日から施行する。

(勤続期間に関する経過措置)

2 施行日の前日に改正前の国家公務員退職手当法第 2 条第 1 項に規定する者又は同条第 2 項に規定する者（施行日において常時勤務に服することを要する者となったものに限る。）であったものが施行日以後引き続き職員又は任期付職員となった場合のこの規程に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間については、その者の施行日の前日までの同法の規定による勤続期間と施行日以後の第 17 条から第 19 条までの規定による勤続期間を合算した期間を、当該職員又は任期付職員の勤続期間とみなす。ただし、その者が、施行日以後において、退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

(除算期間の経過措置)

3 この規程の施行日前に従前の国家公務員法の規定により休職とされていた期間の扱いについては、当分の間は従前のおりとする。

(退職手当基本の額に係る特例)

4 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者（第 7 条第 1 項に規定する者であって第 15 条各号に掲げられている者の退職手当の額が同条による退職手当の額とされる場合を除く。）に対する退職手当の基本額は、第 5 条から第 9 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で、第 5 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 8 条の規定により計算して得られた額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、42 年を超える期間勤続して退職した者で、第 5 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 7 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 4 項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で、第 7 条第 1 項の規定に該当する

退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 4 項の規定の例により計算して得られた額とする。

(俸給月額に関する経過措置)

- 7 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（理事長が別に定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする職員給与規程の規定の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による俸給月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第 15 条に規定する基本給月額に含まれる俸給の月額については、この限りでない。

(施行日前の在職期間を有する者に対する退職手当の支給額に関する経過措置)

- 8 附則第 2 項の規定の適用を受ける職員等（これに準ずる者として理事長が別に定める者を含む（以下「附則第 2 項適用職員」という。）。）が退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 115 号。以下「法律第 115 号」という。）による改正前の国家公務員退職手当法第 3 条から第 6 条まで及び附則第 21 項から第 23 項まで、法律第 115 号附則第 9 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 30 号）附則第 5 項から第 7 項まで並びに法律第 115 号附則第 10 条の規定による改正前の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 62 号）附則第 4 項の規定に定めるところにより計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7（当該勤続期間が 20 年以上の者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104 分の 83.7）を乗じて得た額（以下「改正前の国家公務員退職手当法等による退職手当の額」という。）が、第 4 条から第 16 条まで、附則第 4 項から第 6 項まで及び附則第 9 項から第 11 項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、改正前の国家公務員退職手当法等による退職手当の額をもってその者に支給すべきこの規程の規定による退職手当の額とする。

(施行日以降 3 年を経過するまでの間に退職した職員等に関する経過措置)

- 9 職員等が、施行日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に附則第 2 項適用職員として退職した場合において、その者についての新退職手当額が、その者が施行日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして計算した改正前の国家公務員退職手当法による退職手当の額よりも多いときは、この規程の規定にかかわらず、退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が 25 年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 10 万円を超える場合には、10 万円）

- イ 第 14 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 5 に相当する額
 - ロ 新退職手当額から改正前の国家公務員退職手当法による退職手当の額を控除した額
- 二 施行日以後平成 19 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 100 万円を超える場合には、100 万円）
- イ 第 14 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 70 に相当する額
 - ロ 新退職手当額から改正前の国家公務員退職手当法による退職手当の額を控除した額
- 三 平成 19 年 4 月 1 日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 50 万円を超える場合には、50 万円）
- イ 第 13 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 30 に相当する額
 - ロ 新退職手当額から改正前の国家公務員退職手当法による退職手当の額を控除した額

(俸給月額が減額されたことがある者の退職手当の基本額の特例に関する経過措置)

- 10 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する第 8 条の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成 18 年 4 月 1 日以降の期間に限る。））」とする。
- 11 職員等が退職した場合において、その者の基礎在職期間のうち施行日以後の期間に、職員等以外の者としての在職期間が含まれるものに対する第 8 条の規定の適用については、その者が、当該職員等以外の者として受けた俸給月額は、同条第 1 項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

(退職手当の調整額に関する経過措置)

- 12 第 14 条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間（	平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎在職期間（
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間

(失業者の退職手当の経過措置)

13 附則第2項適用職員のうち、施行日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）により失業給付の受給資格を取得するまでの間に退職したものであって、かつ、法律第115号により改正後の国家公務員退職手当法がなお適用されているものとしたならば同法第10条の規定による退職手当の給付を受けることができるものに対しては、同条の規定により退職手当を支給する。

（その他の経過措置）

14 この附則に定めるもののほか、退職手当に係る経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

改正附則（平成23年3月31日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

改正附則（平成24年12月7日）

（施行日）

第1条 この規程は、平成25年1月1日より施行する。

（経過措置）

第2条 附則第4項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から平成25年9月30日の期間にあっては「100分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日の期間にあっては「100分の92」とする。

2 附則第8項中の「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から平成25年9月30日の期間にあっては「100分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日の期間にあっては「100分の92」とし、「104分の87」とあるのは、平成25年1月1日から平成25年9月30日の期間にあっては「104分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日の期間にあっては「104分の92」とする。

改正附則（平成26年3月14日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

第2条 この規程の施行より以前に特任研究員（平成23年4月1日より前のNIES特別研究員を含む。）として研究所に雇用されていた者に係る退職手当については、従前のおりとする。

改正附則（平成27年3月13日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

改正附則（平成29年12月8日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年1月1日より施行する。

改正附則（令和4年9月30日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年10月1日より施行する。